平成 28 年５月 12 日

各　位

会 社 名　　オリンパス株式会社
代表者名　　代表取締役社長執行役員　笹　宏行
（コード：7733、東証第１部）
問合せ先　　広報・ＩＲ部長　百武　鉄雄
（TEL. 03-3340-2111㈹）

当社旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社は、平成 24 年１月 17 日付適時開示「当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起の決定及び損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の旧監査役に対し損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、本日、一部の被告との間で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 11 月８日付適時開示「過去の損失計上先送りに関するお知らせ」でお知らせした当社の過去の損失計上先送り問題に関し、平成 24 年１月 16 日付で監査役等責任調査委員会の調査報告書を受領いたしました。当社は、当該調査報告書を受けて、当時の監査役および旧監査役に対する提訴の要否を検討した結果、当該報告書の内容に従って損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、同月 17 日付で当時の監査役および旧監査役合計５名に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、当時監査役であった者も既に全員退任しております。

当社は、これまで上記訴訟において上記旧監査役５名の責任を追及してまいりましたが、このたび、裁判所からの和解勧告を受け、下記２．に記載した旧監査役４名（但し、旧監査役中村 靖夫は死亡しているため、その相続人２名）との間で、下記３．の内容を骨子とする裁判上の和解をすることといたしました。

２．和解の相手方

旧監査役４名（但し、旧監査役中村 靖夫は死亡しているため、その相続人２名）
今井 忠雄、小松 克男、島田 誠、中村 靖夫の相続人２名

３．和解の内容の概要

相手方は、当社および当社の株主をはじめとする当社の利害関係者に対し、衷心よりお詫びする（上記相続人を除く。）とともに、当社に対し、本件解決金として合計 12,866,400 円を支払い、当社は、相手方に対するその余の請求を放棄する。

４．今後の見通し

本件解決金については、平成 29 年３月期第１四半期決算において特別利益として計上する見込みです。なお、本件による平成 29 年３月期第２四半期累計および通期の連結業績予想の修正はありません。

また、今回の和解の相手方でない旧監査役１名（太田 稔）との訴訟に関し、今後の訴訟の進捗に伴い開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以　上